

見積参加者選考調書（特定随意契約用）

調 達 件 名	手稲記念館展示室管理業務
発 注 課	市民文化局文化部文化財課
選 定 事 業 者	手稲記念館管理運営委員会
随意契約の理由（相手方を特定した理由を含む。）	
<p>手稲記念館は、郷土の歴史を後世に伝えるとともに、札幌市への合併後における新たなコミュニティづくりの拠点が必要との地域住民の意向を受けて昭和44年に設置されたもので、展示室のほか集会所及び講堂で構成されている。</p> <p>本業務は、手稲記念館の展示室について、地域に根ざした展示室としての保存・活用を図りながら管理を行うものである。</p> <p>手稲記念館管理運営委員会は、手稲記念館を長年にわたり利用してきた地元の団体で構成されており、郷土の歴史に精通し、地域に根ざした展示室としての保存・活用を行いながら、手稲記念館の展示室を管理運営することができる者は、同委員会の他にはいないことから、当該業務委託は契約の目的が競争入札等に適さないものと認め、同委員会を選定するものである</p>	
根 拠 法 令	地方自治法施行令第167条の2第1項第2号
決 定 日	令和4年1月21日